

① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業 (地域生活支援促進事業)

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

①…障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科病院等の医療機関、地域援助事業者、自治体担当部局等の関係者間の顔の見える関係を構築し、地域の課題を共有化した上で、包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

<実施主体> 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

②… ◆国において、地域包括ケアシステムの構築の推進に実践経験のあるアドバイザー(広域・都道府県等密着)から構成される組織を設置する。
◆都道府県・指定都市・特別区は、広域アドバイザーのアドバイスを受けながら、都道府県等密着アドバイザーと連携し、モデル障害保健福祉圏域等(障害保健福祉圏域・保健所設置市)における、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。
◆関係者間で情報やノウハウの共有化を図るため、ポータルサイトの設置等を行う。

<参加主体> 都道府県・指定都市・特別区

※ ①及び②の事業はそれぞれ単独で実施することも可能

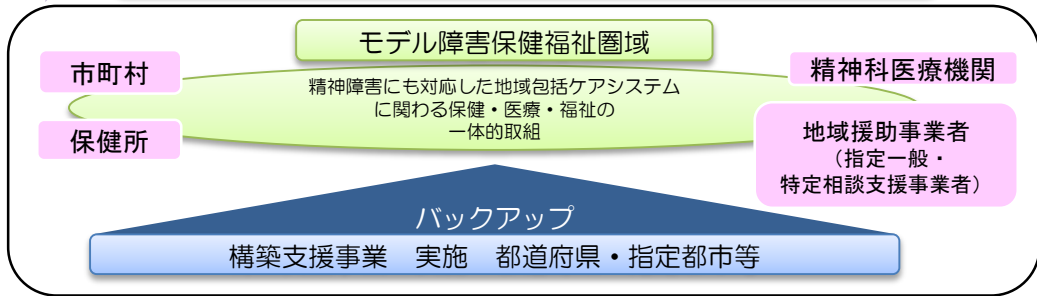
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業(事業①)

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業(事業②)

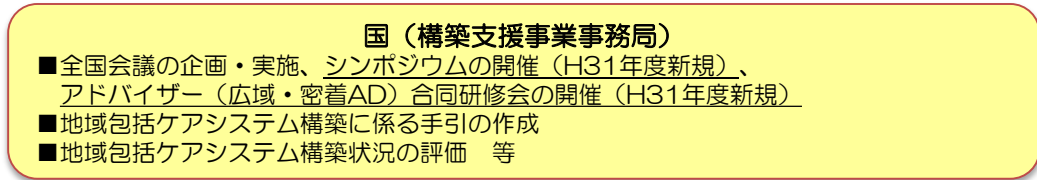


【事業内容】(1は必須)

1. 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
2. 精神障害者の住まいの確保支援に係る事業
3. ピアサポートの活用に係る事業
4. アウトリーチ支援に係る事業
5. 措置入院者及び緊急措置入院者の退院後の医療等の継続支援に係る事業
6. 入院中の精神障害者の地域移行に係る事業
7. 精神障害者の家族支援に係る事業
8. 精神障害者の地域移行関係職員に対する研修に係る事業
9. 包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業
10. 普及啓発に係る事業(※H31年度新規)
11. その他、包括ケアシステムの構築に資する事業



◆ 個別相談・支援(電話、メール)、現地での技術的助言、都道府県等研修への協力 等



① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業（地域生活支援促進事業（※））

※地域生活支援事業に含まれる事業やその他の補助事業のうち、国として促進すべき事業について、「地域生活支援促進事業」として特別枠に位置付け、5割等の補助率を確保し、質の高い事業実施を図るもの。

障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科病院等の医療機関、地域援助事業者、自治体担当部局等の関係者間の顔の見える関係を構築し、地域の課題を共有化した上で、包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

＜実施主体＞ 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

【事業内容】

1. 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
2. 精神障害者の住まいの確保支援に係る事業
3. ピアサポートの活用に係る事業
4. アウトリーチ支援に係る事業
5. 措置入院者及び緊急措置入院者の退院後の医療等の継続支援に係る事業
6. 入院中の精神障害者の地域移行に係る事業
7. 精神障害者の家族支援に係る事業
8. 精神障害者の地域移行関係職員に対する研修に係る事業
9. 包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業
10. **普及啓発に係る事業 ※平成31年度～**
11. その他、包括ケアシステムの構築に資する事業

平成31年度から創設する事業メニュー

○普及啓発に係る事業

精神障害者に対する地域住民の理解を深めることを目的とした普及啓発事業の実施

1の協議の場の実施は必須。
2～11の事業は、地域の実情に合わせて選択可能。

【平成29年度 構築推進事業 実施 14自治体】

＜都道府県＞

埼玉県、静岡県、愛知県、三重県、奈良県、兵庫県、徳島県、香川県、鹿児島県

＜政令市＞

千葉市、新潟市、京都市、神戸市、大阪市

【平成30年度 構築推進事業 実施 49自治体】

＜都道府県＞ 26自治体

＜指定都市＞ 12自治体

＜特別区＞ 5自治体

＜保健所設置市＞ 6自治体

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

- ◆国において、地域移行に実践経験のあるアドバイザー(広域・都道府県等密着)から構成される組織を設置する。
- ◆都道府県・指定都市・特別区は、広域アドバイザーのアドバイスを受けながら、都道府県等密着アドバイザーと連携し、モデル障害保健福祉圏域等(障害保健福祉圏域・保健所設置市)における、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。
- ◆関係者間で情報やノウハウの共有化を図るため、ポータルサイトの設置等を行う。

1. アドバイザーの役割

<広域アドバイザー>

- 国が精神障害者の地域移行・地域定着支援等、実践経験あるアドバイザーを選任する。
 - 複数の都道府県等を広域的に担当する。
 - これまでの実践経験の知見を活かし、各モデル圏域における、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組推進支援を行う。
- ※研修会への参画
- ※現地支援 地域課題の抽出、戦略策定、取組の具体化等々 に対するアドバイス・支援

<都道府県等密着アドバイザー>

- モデル圏域の都道府県等を担当。都道府県等の推薦を受け、国(委託先)が選任する。
- 保健(行政)、医療、福祉分野から各1名程度(計3名程度の複数名チーム)
- モデル圏域担当者、都道府県等担当者と協力・連携し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を行う。また、日常的に発生する課題等に対し、課題整理や相談等を行う。

2. 都道府県・指定都市・特別区の役割

○モデル障害保健福祉圏域等(障害保健福祉圏域・保健所設置市)の選定

都道府県は、事業を実施するモデル障害保健福祉圏域等を選定する。(指定都市・特別区は当該自治体で実施)

○都道府県等密着ADの選定・国への推薦

取組の実践過程で発生する課題等に対し、地域の実情を踏まえたアドバイスや相談等を行う都道府県等密着AD(保健・医療・福祉分野から各1名)について、国へ推薦する。

○「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に資する取組の実践

広域AD・都道府県等密着ADの支援を受けながら、以下のことを実践する。

※研修会の開催

※ADとの協議

※具体的な取組の実践

○全国会議への参加

都道府県等、広域AD、都道府県等密着ADが参加する会議への出席

○報告書の作成

モデル障害保健福祉圏域等における課題、課題への対応策、実施プロセス、成果、次年度の目標、都道府県等全体への拡大戦略等PDCAサイクルによる評価を行い、報告書を作成する。

○手引き作成等、当事業への協力

平成29年度【構築支援事業 参加13自治体】

<都道府県> 栃木県、神奈川県、石川県、静岡県、愛知県、
奈良県、徳島県、香川県、鹿児島県、
<政令市> 千葉市、横浜市、川崎市、浜松市

平成30年度【構築支援事業 参加18自治体】

<都道府県> 青森県、茨城県、栃木県、富山県、石川県、静岡県、
奈良県、鳥取県、広島県、香川県、鹿児島県
<政令市> 千葉市、横浜市、川崎市、浜松市、名古屋市
<特別区> 葛飾区、江戸川区

3. 情報・ノウハウの共有化

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けて、アドバイザーの派遣のほか、関係者間で情報やノウハウの共有化を図るため、①ポータルサイトの開設 ②地域包括ケアニュースの発行 ③合同会議の開催 ④手引きの策定を行う。

①ポータルサイトの開設

【サイトURL】
<http://mhlw-houkatsucare-ikou.jp/>

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築支援情報ポータル

厚生労働省

調査研究・報告書等 地域移行に係わるリンク先一覧 本事業関連資料 & 地域包括ケアNEWS (精神) F A Q

このサイト「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築支援情報ポータル」は、これまでの地域移行に関する各種団体の調査研究・報告書や、審議会といった情報サイトへのリンク先などを共有するためのポータルサイトです。

◆ 新着情報

- 2017/06/07 : テストサイトを更新しました
- 2017/06/01 : テストサイトをオープンしました

【お問合せ先】
サイト管理者・平成29年度精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業受託者
株式会社 日本能率協会総合研究所
0120-876-300 (10:00-17:00)
〒100-0003 東京都千代田区一ツ橋1-2-2 住友商事竹橋ビル15F

厚生労働省
法人番号6000012070001
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話：03-5253-1111(代表)
Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.



※①・②・④については、当該事業に参加していない自治体の方も閲覧可能。

②ニュースの発行

厚生労働省 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業 (精神障害者の地域移行推進支援事業) 第3号 2017. 11

地域包括ケアNEWS (精神)

第2回 アドバイザー合同会議 を開催！

去る10月6日(金)に、第2回アドバイザー合同会議が開催されました。グループワーク(各自自治体による検討グループ)では、後の自治体の取組の工夫や課題などを共有しました。

グループワーク強し合ふこと

【ヒアリングレポート(以下、「レポート」)「読んでいます!こんなこと。」】

- 調査結果に、ピアの効果も、どうやって掲載して良かったか?
- 趣意の仕組は異なる。しかし、その後の活動の機会提供するのが良い。
- 調査結果も参加できる研究会(体験型)の開催。(参加型を企画したい研究会にする。)
- ピアが、施設で活動・活動する場を前導にした。趣意の仕組が大切。
- ピアとして、成功体験ができる機会を仕組むこと。
- ピアの質で共通経験ができる。モチベーションが上がると、関係作りが楽。
- ピアが、運営しないような取組ができる。(2人1組で個別支援を行うなど)

【全職種協働の議論:協働について】

「読んでいます!こんなこと。」

- 病院と地域のコミュニケーションをどのように取り、関係性を築いていくか。
- 研究会に集まらないスタッフへのアプローチをどうするか。

【高橋明 アドバイス】

- 現場者とスタッフ、両方に巻き込めることが大切。現場者に対しては、体験型として組織的アプローチを実施。スタッフには、個別の見学や関係作りを!
- 関係者同士、信頼し合える関係性を築くことから始める。そこからスタートすることで十分。

第2回 アドバイザー合同会議【グループワーク】

議題:「データ分析による計画の企画立案実行支援」
国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 精神保健計画研究部 部長 山内 秀徳

グループワーク (自治体自治体は検討し、障害福祉計画等に開く支援計画)

事務局
① 障害者ピアサポートの専門性を高めるための研修に関する研究への協力依頼について
厚生労働省 精神科専門医 教授 佐藤 豊
② 平成29年度福祉関係者について
厚生労働省 社会政策総合研究所 精神・障害政策課
※会議録については、HP <http://mhlw-houkatsucare-ikou.jp/> に掲載してあります

③合同会議の開催



年3回 開催予定
＜参加者＞

- ・参加都道府県等担当者
- ・広域AD
- ・都道府県等密着AD
- ・厚生労働省担当者
- ・事務局担当者



合同会議は、当該事業に参加していない自治体の方も傍聴可能。

④ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築支援事業「手引き」の策定